

会 議 記 録

会議名称	令和5年度第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	令和6年1月29日(月) 午前9時35分～午前11時21分
場 所	西棟8階 第9会議室A B
出席者	委員 秋山、磯、尾田、構、鎌塚(代理:門井)、河合、久我、白井、高橋、山田 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	1 団体資料 ・資料4-1【更新・旅客範囲の拡大】特定非営利活動法人 Growing people's Will ・資料4-2【更新・旅客範囲の拡大・料金改定】社会福祉法人 杉樹会 ・資料4-3【料金改定】特定非営利活動法人 一期の会 ・資料4-4【料金改定】特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並 2 机上配付 ・次第 ・資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿(差替え) ・資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 ・資料3 杉並区における移動困難者の状況～福祉有償運送の必要性について～ ・令和4年度 福祉有償運送活動状況 ・自家用有償旅客運送の制度改正について ・区交通協議会等の現状と今後の方向性
会議次第	1 開会 委員・事務局紹介(自己紹介) 会長互選・副会長指名 会長挨拶 以下会長進行 2 議題 (1)杉並区の福祉有償運送の必要性について ・区内移動困難者の状況について ・移動サービス供給量の状況について ・令和4年度福祉有償活動実績について (2)福祉有償運送事業者更新登録協議について(特定非営利活動法人 Growing people's Will) ・事業者概要 資料4-1 ・補足説明・質疑応答等

	<p>(3)福祉有償運送事業者更新登録等について(社会福祉法人 杉樹会)</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者概要 資料 4-2・補足説明・質疑応答等 <p>(4)福祉有償運送事業者料金改定協議について(特定非営利活動法人 一期の会)</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者概要 資料 4-3・補足説明・質疑応答等 <p>(5)福祉有償運送事業者料金改定協議について(特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並)</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者概要 資料 4-4・補足説明・質疑応答等 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none">(1)自家用有償旅客運送の制度改正について(2)「運営協議会を地域公共交通会議へ統合」への区の対応について <p>4 閉会</p>
--	--

○事務局 ただいまより、令和5年度第1回福祉有償運送運営協議会を開催します。

本日は昼間のお忙しい時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は事務局の保健福祉部管理課保健福祉支援担当係の吉田でございます。今年度は委員就任後初めての協議会となりますので、会長選任がでございます。会長選任までの進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、委員の皆様には、事前に、今回の任期、令和5年4月から令和7年3月までの就任依頼の通知を昨年3月末に送付いたしまして、委員就任のご回答を頂いております。どうぞよろしく願いいたします。

では、まず、資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送でお送りしました資料が、今期の委員名簿と要綱、杉並区における移動困難者の状況、更新の2団体、料金改定3団体の資料になります。

また、本日、机上にお配りいたしました資料としましては、本日の次第、令和4年度福祉有償運送の活動状況、それと委員の名簿に不備がございましたので差し替えの委員名簿をお配りさせていただいております。それから、社会福祉法人杉樹会からの資料がございました。

また、その他の資料といたしまして、国土交通省関東運輸局の門井様から頂きました資料です。

それから、交通施策担当課の尾田課長から頂いた、カラー刷り「区の交通協議会等の現状と今後の方向性」です。

こちらが本日お配りさせていただいた資料となります。不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告といたしまして、昨年度の第1回福祉有償運送協議会でも団体から事前のお話ございましたけれども、NPO法人杉並ポプラの会が令和5年3月末で廃止いたしましたので、そのことをご報告させていただきます。

それから、本日、事前に吉田委員からご欠席のご連絡を頂いております。ほかの委員はこちらに向かっている状況ではございますが、お時間になりましたので、進めさせていただきます。

それでは、4年度から委員の方も2名ほど替わっておりますので、一言ずつ自己紹介というところでお願いしたいと思います。

○委員 キャピタルモータースの磯と申します。地元のタクシー事業者になります。継続

で、またよろしく願いいたします。

○委員 西荻窪にあります笑生訪問看護ステーションの構と申します。初めて参加させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員 特定非営利活動法人おでかけサービスの理事長をしております、秋山と申します。よろしく願いいたします。

○委員 杉並の障害者団体連合会の高橋といいます。よろしく願いします。

○委員 交通施策担当課長の尾田と申します。継続になります。よろしく願いいたします。

○委員 障害者施策課長の山田です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員 高齢者施策課長、河合と申します。よろしく願いします。

○委員 東京運輸支局輸送担当をしております門井と申します。本日は鎌塚の代理で来ました。よろしく願いいたします。

○委員 委員と、事務局も兼ねております。保健福祉部管理課長の白井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 保健福祉部管理課の福祉有償運送の担当をしております秋竹と申します。よろしく願いいたします。

○事務局 長谷川先生が、所用等でご欠席ということになりました。久我さんは、今、こちらに向かっていらっしゃるということでございます。新任期でございますので、改めて会長の選出を行いたいと思います。

(久我委員入室)

○事務局 運営協議会の設置要綱第4条2項で、会長は委員の中から互選をすることになっております。皆様の中から、立候補あるいは推薦のご発言を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 今日欠席の長谷川先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局 それでは、長谷川先生は本日ご欠席ということですが、特に異論がなければ、長谷川先生が会長ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。副会長ですが、本来であれば、会長から副会長の指名ということになるんですけれども、本日会長がご不在ですので、ご指名なしということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の進め方ですけれども、どういたしましょうか。

○委員 事務局が付き合うしかないんじゃないの。

○事務局 そうですね。

○委員 事務局のほうで進行させていただいてもよろしいですか。

○委員 お願いいたします。

○委員 では、便宜的に保健福祉部管理課長が議事の進行をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(了承)

○委員 ありがとうございます。

○事務局 それでは、久我様、自己紹介を頂いてもよろしいでしょうか。

○事務局 皆様、先ほどしてしまいましたので、申し訳ございません

○委員 遅れてしまい、申し訳ありません。

全自交東京地連で書記次長の久我と申します。前任が退任されたので、今回から私ということになりました。ハイタク関係の労働組合でございますので、どうぞよろしくお願います。

○委員 よろしくお願いたします。

○事務局 はい。ありがとうございます。

(白井委員、進行のため、便宜的に副会長席に移動)

○委員 では、本日、会長の長谷川委員がご欠席ということなので、事務局で進行させていただきます。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきますが、まず、2の議題(1)ですね、杉並区の福祉有償運送の必要性について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より福祉有償運送の必要性についてお話しいたします。資料3をご覧ください。事前にお送りしております、杉並区における移動困難者の状況、資料3をお手元にご用意ください。

移動困難者数の推計ですが、要介護認定、そして障害者認定を基に推計を行いました。移動困難者の推計値は3万5,148人で、総人口に占める割合は6.1%となりました。令和4年度につきましては、移動困難者数は微増しております。ここ何年か、コロナの影響もあり、横ばいでしたが、令和4年度は総人口に占める割合を見ても、増加という結果になりました。

裏面の2、移動サービス供給量の推計をご覧ください。

区内の移動サービスの総供給量に占める割合について、福祉車両を中心にした個別輸送が13.8%、福祉有償運送が15.2%、福祉タクシー券を利用した輸送が71%という結果になりました。

表の一番下に総供給量と記載があります。一番右から令和2年度、令和3年度、令和4年度と記載になっており、令和4年度につきまして、ご覧のとおり、供給量が減っております。一つの要因として考えられるのが、福祉車両を中心とした個別輸送のうち、介護タクシーの件数減少です。障害者の担当に確認したところ、制度改正による所得制限で福祉タクシー利用券等の件数の減少したためではないかということでした。あくまで推測になりますが、障害者の担当に確認したところ、そのような現状があるとのことでした。

3番の移動サービスの年間利用の推計に移ります。

表の面でご説明しました令和4年度移動困難者数は3万5,148人。今、上の表でご説明しました移動サービスの供給量は17万5,140件ですので、年間の利用回数としましては5回。通常は往復の利用が予想されますので、年間を通して二、三回ということが推測できます。

移動困難者数は増加しておりますので、移動困難者の外出機会を増やすためには、移動手段の選択肢の一つとなるよう、様々な機関と連携しながら、福祉有償運送によるサービス供給をさらに充実させることが求められているということが分かります。

資料3については以上です。

○委員 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから移動困難者の状況についての説明がありましたが、この点について、何かご質問、ご意見などある方はご発言をお願いいたします。

○委員 今の裏のほうで、移動サービス年間利用の推計のところ、移動困難者は毎年増えている形ですね。令和4年度で3万5,000人。サービスの供給量、これは多分実績だと思うんですけど、実績は3年度から4年度にかけて、ちょっと減っている、逆に。令和5年度はどうなのか、これから集計がされると思うんですけど、このバランスというか数字について、事務局はどういうふう考えているんでしょうか。

○事務局 令和5年度については、福祉有償運送は、コロナの影響は少なくはなっており、トリップ数は回復傾向にあります。しかし、先ほどご説明しました、福祉タクシー利用券等障害者手当の所得制限影響や、あと、福祉有償運送に限らないと思いますが、運転手不足が、今後の件数に影響してくるのではと思います。

○委員 どうぞ。

○委員 このところ、介護タクシーの方たちも結構年齢が上がってきていて、廃業されるところも増えております。それから、新しい方たちがどんどん出ているかというところでもなくて、杉並区外出支援相談センターへの登録の希望は、遠くの事業者さんが登録しても意味がないということで、そういうところから申出があっても、登録につながらないというようなこともありますので、介護タクシーの担い手も本当に減っているなという印象があります。

○委員 ありがとうございます。

先ほどのご質問は、必要としている人は増えている一方、供給量が落ちていることについて、どういうふうに事務局のほうで分析しているかというお尋ねだったので、その点について何か説明があれば。

○事務局 今、お話がございましたけれども、担い手不足と、それから、やはりあと各団体の後継者不足というのがございます。その部分は課題というふうには思っているところがございます。ただ、そこをどう変えていくのか、どう改善していくのかというのは、なかなか一筋縄でいかないところがございますので、今後も引き続き検討していかなければならないと思っております。

○委員 あと、冒頭、事務局のほうから報告がありましたけど、また1団体、昨年度末で事業を廃止するという流れもあって、福祉有償運送だけでこの部分をカバーしていくというのはなかなか厳しい状況にあると、そんなふうには受け止めていて、今、説明があったような課題認識ということですか。

○委員 いいですか。

要望なんですけど、コロナが明けて、一般の人たちが、わっと外に出るようになっていないですか。介護タクシーを、介護車を必要としている人たちは増えているけれども、でも、現実になかなか外に出られない状況が続いているので、そこら辺を考慮した形で、これからの計画とか施策を進めていただきたいという要望にして終わりたいと思います。

○委員 ありがとうございます。

後ほど、区の交通施策のことについてもご説明させていただくので、そこら辺も踏まえて、後ほどご検討いただければというふうに思います。

○委員 1点、よろしいですか。

○委員 どうぞ。

○委員 すみません。ご報告という感じになりますが、今、タクシーも不足と言われておりますけども、事業者としても、今、非常に担い手の方の募集というのにかなり力を入れています。この半年、東京のタクシーセンターの登録者数は、軒並み、非常に増えてきています。この半年、東京のタクシーセンターの登録者数は、軒並み、非常に増えてきていて、数百名単位で増えてきているという状況がありますので、大分状況が変わってきているかなど。年明けてから、まちなかを見ていまして、昨年度言われていたタクシー不足というのかなり解消してきているのかなというところがあります。

それと、もう一点、事業者でも、UDタクシー、ジャパンタクシーの導入を急いでおりまして、かなりの割合で増えてきていると。加えて教育の部分については、例えば当社の場合でも、UD講習を受けられるように講師の育成も行っております。多分各社でもそういった方を育成しまして、社内でしっかり車椅子の方をお乗せできるような取組というのを行っているかと思えますし、毎月1回は、多分社内で講習会のようなものも各社やられているかと思えます。タクシーとしては、しっかりこの部分は引き続きやっていきたいなというところで、ご報告させていただきます。

○委員 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。

○委員 障害者の先ほどの利用者のこととかで出たので、少し詳細をお話しします福祉タクシー券を利用されている方に少し所得制限を加えましたが、実は段階的に加えております。令和3年度からやりますよと通告して、令和4年度は、所得が高い方は半額利用していいですよと、月5,300円か、200円か300円かの額を出しているんですが、その半額を使っているよとしています。令和5年度から、所得が高い方はタクシー券を発行しないという形になっているので、もしかすると、令和4年度は半額というところの影響が出ていて、令和5年度になると、所得で利用が停止になった方が何人というのがちょっと今日はお伝えできませんが、令和5年度にひよっとしたら少し減ってくるかなと思われま。

もう一方で、令和6年度から、4月から、所得制限に引っかかっている方のうち、20歳未満の方に関しては、その所得制限をまたなくして、利用できるようにしましょうというか、子ども支援という意味で、所得制限を全員に加えていたのを、二十歳以下の利用者に関しては、所得関係なく、タクシー券を今までどおり差し上げますというのを令和6年4月から始めるというような流れもあります。ただ、二十歳未満の方って、そんなに多くはないんです。大人に比べると。多分数百人とかのレベルかなと思うので、大きく影響はないかと

と思いますが、少しそういう所得の入れ方とかそういう考えがちょっと、色々な制度改正とかで背景も変わってきたりするので、影響があるかもしれないので、一言お伝えしました。すみません。

○委員 ありがとうございます。

ということで、変動要素が幾つかあるということですので、この推移はしっかりこの協議会のほうでまた見ていきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

では、先に進めさせていただいてよろしいですか。

(了承)

○委員 ありがとうございます。

それでは、議題の(2)番ですね、福祉有償運送運営事業者の更新登録についてです。資料4-1に基づいて、まず事務局から説明をお願いします。

(グローイング・ピープルズ・ウィル関係者、オブザーバー席へ移動)

○事務局 では、資料4-1をご覧ください。事前にお送りしている資料です。

団体名、特定非営利活動法人グローイング・ピープルズ・ウィル。所在地は杉並区西荻北です。代表者は理事長高橋和哉さんです。登録会員数は令和5年12月1日現在、25人。

続きまして、Fの旅客の名簿をご覧ください。身体状況等、態様ごとの会員数ですね。

○委員 ちょっと待ってね。

○事務局 はい。Fです。

今回、グローイング・ピープルズ・ウィルは、更新の協議と旅客の拡大の協議となっております。拡大の部分については、表の右下の「その他の障害を有する者」に1名おまして、ここの部分が今回拡大となっております。総合計の31人は延べ人数になります。

そうしましたら、もう一度、1枚目の団体要件確認表にお戻りください。

続きまして、使用車両になります。福祉車両は0台、セダン型の車両が3台です。運転協力員数は3名になります。必要書類については、事務局で確認しております。今回、制度改正がございまして、前回から変更のないBの定款、役員名簿と、Dの登記事項証明書は省略とさせていただきます。

続きまして、6の運送の対価に移ります。料金表Iの表をご覧ください。

I、料金表です。初乗り料金が200円、加算料金が170円、迎車回送料金が300円、乗降介助料が200円、軽介助料が15分250円、待機料が30分250円、キャンセル料が650円です。

複数乗車は記載のとおりとなります。

事務局からは、説明は以上になります。

○委員 ありがとうございます。

では、グローイング・ピープルズさん、何か補足の説明などありましたらお願いをいたします。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 今の説明においては、補足はございません。そのとおりでございます。

○委員 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局からの更新登録協議について、何かお気づきの点などありましたらご発言をお願いいたします。

どうぞ。

○委員 何点か確認ですけれども、まず、こちらの表紙ですね、更新登録申請の表紙の項目の1番ですね、事業所名称というところですが、こちらも特定非営利活動法人グローイング・ピープルズ・ウィルという名称に修正してから申請をお願いいたします。

そうしたら、旅客の範囲の、すみません、いま一度の確認ですけれども、従来はイ、ロ、ニ、ホの4区分の登録だったのですが、今回、トを新たに追加でよろしかったですかね。

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい。

○委員 はい。ありがとうございます。

あとは、Hの1ページですね、様式4の運転者名簿ですけれども、こちらの方々の運転者の要件は満たしていますよね。大臣講習を受けられている方かどうかというところは、確認はできておりますか。

○グローイング・ピープルズ・ウィル この3名は、全員、杉並区が実施している福祉有償の研修を受けた者です。何か更新とかは必要ですか。

○委員 あ、必要ではないですけれども、ちょっと書面上確認ができなかったのも、念のための確認です。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 分かりました。

○委員 杉並区さんが実施している講習というのは、大臣認定講習ですか。

○事務局 はい、そうです。

○委員 ありがとうございます。

あと、通常の点呼の方法、実施方法をお伺いしたいのですが、点呼の方法はどのように

行っておりますでしょうか。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 通常ですか。

○委員 出庫前の点呼と帰庫時の点呼です。

○委員 出る前と帰ってきた後でしょ。

○委員 そうですね。点呼です。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 点呼は、基本的に、法人の車が2台で持ち出し車両が1台ということで、この持ち出し車両の1台も、埼玉県志木市の方がやっています、だから、必ず事務所に寄るんですね。まあ、私どもはアルコールのチェックはしていないんですが、出発するとき、戻ったときというのは、顔を出せるときは事務所に顔を出しますし、そうじゃないときは、LINEで対応はしています。

○委員 なるほど、分かりました。

アルコールのチェックは、出庫前は必ず、飲酒の有無ですとか、運転手さんの体調を必ず、運行管理の責任者が確認をしなければいけないのですが、そのやり取りというのはLINEで行うこともあるということですか。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 私、その辺、車両が5台以上と未満で分かれていると思ってまして。車が3台なので、今回、義務化はされていないのかなという解釈なんです。当然、その運転手の健康管理というのは把握していますが、アルコールチェック、具体的に、数字が出て、大丈夫だ、大丈夫じゃないかというのは、今はやっていません。

○委員 分かりました。検知器の使用の義務は5台からですけども、それとは別に、福祉有償運送の団体さんは、点呼を実施する、出庫前に点呼を実施するということは必ずやらなければなりません。

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい。

○委員 飲酒の有無は、機器を使う義務はないんですけども、運転手さんとの対面でのやり取りですとか電話のやり取りで、飲酒の有無はないですかというところの確認を行う必要がございます。

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい、分かりました。

○委員 LINEだと、その運転手さんの体調とかがやっぱり分からないと思うので対面が望ましいですけども、やっぱり志木市ご在住ということなので、少なくとも電話で行っていただくというのが望ましいです。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 声でということでしょうか。

○委員 LINEだと、何も、本人の表情も分からないですし、おっしゃるとおり、声も分からない、文字だけの報告なので、その人が実際にどういう状況なのかというのは把握しづらいと思うんですね。ですから、何かしら本人と接触できる方法がいいですね。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 分かりました。

○委員 はい。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 直接戻るという場合は事務所には寄らないんですが、そのときは、今はLINEとかで、「今から行きます」と「終了しました」というやり取りはしています。ですから、そのときに、取りあえず、電話でもいいから、連絡を取るということですね。

○委員 そうですね。それでお願いできればと思います。

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい、分かりました。

○委員 私からの確認は以上です。ありがとうございました。

○委員 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。どうぞ。

○委員 グローイング・ピープルズ・ウィルさんは、視覚障害者の方の支援ということで、この辺りの外出の困り事とかというのが何か変化があるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。車に関してはあまりないですか。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 特に、コロナだから、コロナが明けてから、5類になってからは、多分健常者の方と同じだとは思っています。はい。ただ、特に視覚障害者だからといって、特別な困り事というのはないのかなとは思っています。

○委員 ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

○委員 今示されているもののほかに、会員の方に別途請求するような、会費ですとか、そういうものというのがありますでしょうか。というのが一つと、自家用有償運送の改正があって、対価も変わってくるかと思うんですけど、その辺に対しても、今後の展開としてどうお考えかというのを、2点、お伺いしたいなと思っています。

○グローイング・ピープルズ・ウィル 対価というのは。

○委員 今までタクシーのおおむね半額というのがあったと思うんですけども……

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい。

○委員 変更になるということで、だんだんこの半額というのが、実質、会費ですとか、乗降介助料とか、いろんなものによって何か不透明になりつつあって、その辺を含めてちょっと修正しましょうという意味合いもあると思うんですけども、今回変わるというところで、今回は今までのものを多分反映されてご提出いただいていると思うんですけども、今回変わることに對して、何か今後金額を変えてくる予定があるのかとか、その辺はお考えでしょうか。

○グローイング・ピープルズ・ウィル この、私どもが決めているこの対価、いわゆる運賃表は、何分、車が3台、運転する人が3人ということで、この区内の中でも最低レベルのサービスですので、一番下のところにそろえているつもりでいて、かつ、今回も料金に関しては改定する予定はないです。もう、そもそも赤字で、もう、どうあがいてもこれは無理なので、もうこのままいこうという考えでおります。

○委員 あと、最初のご質問で、会費とか、それ以外の費用を徴収しているその状況ですね。概略でよろしいですかね。

○委員 そうですね。はい。

○委員 会員登録で、会費などそうした費用を取っていると思うんですけど。

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい、そうですね。

○委員 この料金表にない費用がどういうものが、会員の方から徴収されているかですね。

○グローイング・ピープルズ・ウィル まず会費は年間1,200円ということで、新たに会員登録になってくれる方はその月割で、最初の年は頂いています。で、乗降介助料は、1回乗って1回降りて、まあ、1回乗り降りするたびに100円頂いています。あと、待機する場合は、15分で250円かな。というのは頂いております。

○委員 よろしいですか。

○委員 ほかの事業者さんとの兼ね合いで、金額は様子見というか、なかなか、こう、調整にくいような感じがあるんですか。

○グローイング・ピープルズ・ウィル いや、その辺は結構割り切っていて、本当にほかの団体に比べると、車も少ない、人数も少ないということで、うちが一番下であるべきだというのがありますし。それだけです、本当に。

だから、いわゆる経営を考えて、これだけの支出に対してこれだけの収入でとか、そういう費用を比べていって、それでこの対価を、もらう対価を設定するという事はしてい

ません。

○委員 はい、分かりました。

○委員 赤字覚悟でやっているということでしょ。もう、赤字は引き受けるということ
やっているということでしょ。

○グローイング・ピープルズ・ウィル そうですね、どう転んでも無理なんで。先ほども
供給が足りないという話ですけども、まさにそのとおりだと思っています。

だから、私どもは、とにかく、この助成金、補助金を頂くためには、年間500トリップ
が必ず必要だという、もう、そこに焦点を当てて、かつ、私どもの利用者は視覚障害者と
いうことで、法人が潰れないようにということを前提にやっています。

○委員 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

(なし)

○委員 どうもありがとうございました。

○グローイング・ピープルズ・ウィル ありがとうございます。

○委員 先ほどちょっと資料の一部修正をお願いされたかと思うので、そこは事務局のほ
うと調整してください。

○グローイング・ピープルズ・ウィル はい、分かりました。

○委員 では、以上、この件については協議が調ったということによろしいでしょうか。

(了承)

○委員 どうもありがとうございます。

○グローイング・ピープルズ・ウィル ありがとうございました。

(グローイング・ピープルズ・ウィル関係者退室)

○委員 では、次の団体。

(杉樹会関係者入室、オブザーバー席へ移動)

○杉樹会 お願いします。

○委員 続いて、議題の(3)番ですね。同じく福祉有償運送事業者更新登録等についてと
いうことで、社会福祉法人杉樹会についての協議をお願いいたします。

では、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4-2をご覧ください。

団体名、社会福祉法人杉樹会、所在地杉並区阿佐谷北。代表者、理事長、前田利恵子さ

んです。今回、理事長の変更があったため、本日席上に役員名簿と登記事項証明書を置いております。ご確認ください。

運送の対象は、12月1日現在、177人になります。

続きまして、Fの身体状況と態様ごとの会員数をご覧ください。Fです。今回、杉樹会は更新と拡大と料金改正の協議になります。拡大の部分は、表の左下の知的障害者のところに1名、この部分が拡大となります。総合計177人です。登録会員数と同一数になります。

そうしましたら、また1枚目の団体要件確認表にお戻りください。福祉車両は7台、セダン型車両は5台、運転協力員人数は14人、2種免許の方は2人。その他の項目、必要条件については事務局で確認しております。

続きまして、運送の対価のご説明に入ります。Iの料金表をご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、今回、料金変更もございます。新料金と旧料金、二つ、記載しております。初乗り料金、現在のところ、280円。4月1日から300円。加算料金も、現在は1キロまで170円、4月1日から1キロまで200円となります。その他の料金については、迎車回送料金は400円、乗降介助料が、現在220円、4月1日から300円。軽介助料は変更なく、15分ごとに500円。待機料も250円。キャンセル料は、当日キャンセルについては650円です。複数乗車の場合は記載のとおりとなります。

事務局からは以上になります。

○委員 ありがとうございます。

それでは、杉樹会さんのほうで何か補足等ご説明がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○杉樹会 ありがとうございます。本日、担当が体調不良で休ませていただいております。今日はよろしくいたします。

○委員 お願いします。

○杉樹会 今回、法人といたしましては、社会福祉法人、6月に、2年に一度、役員改選がございますが、今回、理事長の交代がございましたので、その点のお届けもさせていただいております。それと同時に、ちょうど更新の時期ということで、今日ご協議を頂くことになっております。これまで継続をしながら、特に昨年、やはりコロナ後、いろいろ、運用上の影響とございますか、大変厳しいときもありましたし、社会福祉法人としてこの事業を継続できるかどうかといったことも内部で慎重に検討してまいりましたけれども、その上で、やはり地域の方、特に、先ほど拡大ということで知的障害の方が増えたというこ

るもありましたが、いろいろなニーズが開設当初より大分増えてきて広がってきていることもあり、何とか事業継続できるようにということで、今回、料金改定とともに更新をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。あとは、内容は資料に記載したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明に関して、ご質問などありましたらご発言をお願いいたします。

では、どうぞ。

○委員 まず、車両についての確認ですけども、車両登録簿のこちらの表を拝見させていただきまして、No.7番のトヨタシエンタの有効期限、車検の有効期限が、今日現在で切れている日付になっているのですが、こちらは車検は継続で受けられていますか。

○杉樹会 はい。提出時点で間に合いませんでしたが、継続になっております。

○委員 オークーですね。

○杉樹会 はい。

○委員 ありがとうございます。

あと、運転手さんの要件の確認ですけども、大臣認定講習を受けられている、全員受けられているか、資格を満たしている方で、大丈夫ですかね。

○杉樹会 はい、大丈夫です。

○委員 ありがとうございます。

あと、車両5両以上ということで、資料のKのページですね、運行管理の体制等を記載した書類で、運行管理の責任者の内田様の資格の種類をご教示いただけますか。

○杉樹会 はい。内田の場合は2種免許を持っておりまして、さらに講習も入職時に受けておりますので、はい、両方満たしております。

○委員 分かりました。運行管理の責任者としての資格の要件について、運行管理者の資格者証ですとか、安全運転管理者の要件を満たしている方かとか、分かりませんか。

○杉樹会 はい、そうですね。もともと警察に届けている安全運転管理者を務めておりまして、現在は、この提出後でしたけれども、新たになりまして、運行管理のほうの講習を先日修了してございます。

○委員 分かりました。講習を受講した段階。

○杉樹会 はい。

○委員 では、資格としては、安全運転管理者の要件を満たされている方で、一般講習を

受けられたということで。

○杉樹会 はい。

○委員 ありがとうございます。じゃあ、資格は問題ないですね。

ふだんの点呼は、どのようにやっているかを教えていただいてもよろしいですか。

○杉樹会 点呼。

○委員 点呼。出庫前と帰庫時の……

○杉樹会 点呼ですね。はい、分かりました。

はい、そうですね、時間がそれぞれ、出発時間に全員集まってということではないので、基本的には今の特別養護老人ホーム内にある事務所が出発地点になっておりますので、持ち込みの方以外はそちらに1回寄っていただいて、アルコールチェッカーを出庫前に操作をした上で、出庫。早朝ですとか、そういったときだけ事務所に入ることはできるようにしてありますので、そちらに入室した上で、所定の手続きを取って出発するという形です。持ち込み車両の場合は、ご自宅から出発の方についても全員にアルコールチェッカーを配付しておりますので、そちらで検査をしていただいて、記録を取って、それを定期的に寄っていただいて、月に何回か面談をして確認はさせていただいております。

○委員 分かりました。例えば早朝の方ですとか持ち込み車の方で直接行かれる方と違って、誰か体調のチェックを行う人とかって、いらっしゃるんですか。

○杉樹会 基本的には前日までに非常連絡用の携帯電話を私どものほうで誰か1人、必ず所持しておりますので、連絡を取った上で問題がないことを確認して、あししたいと思いますということの確認をしたりという形にはなります。もし何かあったときには、早朝で急に行けない、あるいは体調不良のときは出発しないようにということにしておりますので、運行責任者の内田のところ、必ず電話連絡が入り、運転者交代などをした上で出発するといったような手続きを取っております。

○委員 分かりました。

早朝だと、何時ぐらいになるんですかね。

○杉樹会 そうですね。基本的にはあまり早朝というのはなく、大体、7時台が一番、今、早い出発かと思えます。その時間ですと、事務所はもう稼働はしておりますので、誰かしら顔を合わせることができるケースが多いです。ただ、7時過ぎぐらいですと、まだ事務員が出勤しておりませんので、そういった場合だけは事務所に寄った上で、出発しますが、顔を合わせるの難しいケースもございます。

○委員 分かりました。

○委員 前日でなく、当日やってほしいということですよ。

○委員 そうですね。前日だと、当日体調が変わる可能性も出てきてしまうので、早朝で、誰もいない事務所の中で、点呼簿だけ書いて出勤というやり方は、今後、そこで誰かしら、少なくとも電話点呼を取っていただくという方法で、ちょっと検討していただければと思います。

○杉樹会 はい。

○委員 体調管理、非常に安全運行に関しては重要なことになりますので、すぐに体制を変えるのは難しいと思うので、今後、団体さんの中で検討していただいて、直前に、少なくとも電話点呼という方法をお願いいたします。

○杉樹会 分かりました。

○委員 はい。ありがとうございます。

そのほか、ご質問ありますか。

○委員 はい。

○委員 どうぞ。

○委員 大変細かい話で恐縮なんですけど、料金表のIのところなんですけど、3番で、複数乗車の場合を挙げていただいていると思うんですけど、これ、一応2名利用という形で、迎車料金は人数割、乗降介助料金がそれぞれの方から300円という形で書いていただいて、これ、2人以上になる場合って結構あるんでしょうか。

○杉樹会 現実的には、2名も含めて、複数乗車は今まで一例も、はい、対応ありません。ただ、念のため料金設定が必要ということで設定はしてございますが、実際は2名複数乗車も、今のところはございません。

○委員 あと、前の事業者さんであったんですけど、乗降介助料金で、例えば、乗と降でそれぞれ分けられているという話をされていたんですけども、例えば施設なんかの移動で、行き先に介護者の方がいらっしゃって、介助する必要がない、運転者の方が介助する場合に必要ないという場合とかは、どうされるんですか。

○杉樹会 そうですね。施設の方が車の中までお迎えに来ていただける例はなかなかないです。車からドライバーの乗降の介助が必要で、中に入られるところはお迎えが近くまで来ていただけるケースはございます。

○委員 じゃあ、基本的に300円という形。

○杉樹会 はい、そうですね。特に分けてはございません。

○委員 あと、使われ方としては、基本的には施設とか病院とかそういう形なんですか。前回の、初期のときに、結構いろんな用途があるという話をお聞きしていたんですけど。

○杉樹会 はい。そうですね。実際のご利用頻度で行きますと、やはり病院への通院ですとか、あと、子供さんの場合は一定の施設とか、学童クラブですとか、そういったところへの通学、通所という例が大変多いかと思えます。中には、もちろん所用を済ませたいので銀行へ連れて行って欲しいとか役所へ行きたいというようなご要望もありますけれども、やはり多いのは通院。病院が行き先というケースが多くなっております。

○委員 利用の用途というか、以前、都心まで出たりとか、買い物とか、ちょっとした小旅行みたいな話もあったんで、その辺はどうですか。

○杉樹会 そうです。はい。実際、その例もございます。先日も東京外まで連れて行って欲しいというご要望もありましたので、はい、そういった事例はございますが、やはり多いのは病院になります。ただ、今おっしゃっていただいたような、いわゆるお出かけに該当するものも実施はいたしております。

○委員 分かりました。

○委員 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○委員 では、以上、この件については協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(了承)

○委員 どうもありがとうございます。

○杉樹会 ありがとうございます。

(杉樹会関係者退室)

○委員 では、次が、2の(4)ですね。今度は料金改定の協議についてということで、特定非営利活動法人一期の会。

(一期の会関係者入室、オブザーバー席へ移動)

○委員 事務局から、説明をお願いします。

○事務局 一期の会の料金変更についてご説明いたします。資料4-3をご覧ください。

団体名、NPO法人一期の会です。令和6年10月1日から料金改定を予定しております。初乗り料金、現在のところ250円ですが、新料金は300円、加算料金につきましては、現在

190円を200円、その他の料金については変更なく、複数調査の場合も、変更はございません。

事務局からは以上になります。

○委員 ありがとうございます。

では、団体から何か補足の説明などありましたら、ご発言をお願いいたします。

○一期の会A 協力員さんの対価を若干増やしてさしあげたいと思っております。それが一番いいのがこの走行料金に加算させていただくということです。ここ一、二年、ご存じのように、人件費というのがどの業界も上がってまいりまして、私どもも皆さんにお手伝い願いたいというお話はするんですけど、なかなか対価の面で、皆さんよそのほうがという声も多くなりまして、どこの団体さんも一緒なんですけど、なかなか協力員さんとして、昔ほどお手伝いいただけるという方が少なくて、年齢的にも、我々の団体も75歳を過ぎた方が一応3名ほどおりまして、辞めたいというご意向もありますので、その辺をカバーする意味においてもここをお願いしたいなというのが一番ですね。

それと同時に、ご存じのようにガソリンが高値で不足して、当面、円安になるという状況じゃないか思っていますので、燃料費も若干厳しいかなと。あと、端数10円単位を190円を200円にさせていただいたんですが、うちは皆さんその都度現金でお支払いいただくという形を取っていますので、運転手さんも細かい10円を用意しなくちゃならないと。利用者さんもおつりがないようにと非常に気を遣っていただいていますので、小銭を用意していただいていると。この細かいのがないといいんだけど、というふうなこともおっしゃられたんで、この際、端数を100円単位というところにさせていただければ、運転手さんもその辺の雑多な事務もないし、小銭を車の中に落としちゃうという方もいらっしやるんで、値上げという形をお願いさせていただきたいというところでございます。

○委員 はい。よろしいですかね。

○一期の会A はい。

○委員 では、ただいまのご説明に関して、何かご質問などありましたらお願いいたします。

○委員 すみません。

○委員 どうぞ。

○委員 単純な疑問として、適用開始時期は今年の10月からですか。

○一期の会A はい。

○委員 何かご事情を拝見いたしますと、早いほうがいいのかなと思ったんですけども。

○一期の会A そうですね。一応値上げについてこちらでご了解いただければ、うちの総会で値上げをさせていただくことがご了解いただけるということと、それから、利用者さんに周知徹底するのに、ご高齢の方が多かったりしますので、その辺を何度かサウンドしながら、齟齬がないような形を取るといって、やっぱり年度後半というのがいいんじゃないかなと思って。もう、すぐにでもお願いしたいというのが実情なんですけど、そういう形で10月1日からというふうに設定させていただいております。

○委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○委員 ほかはいかがでしょうか。何かありますか。

○委員 じゃあ、意見として、ちょっと。

○委員 はい。どうぞ。

○委員 今、国土交通省のほうからもありましたけれども、大体、要件はもう備えているんだから、4月1日実施みたいな形でここで確認しておいて、ここで了解してもらって、その準備を団体の会員さんに進めて、準備が整った段階で実施するという形にしたほうがいいんじゃないですか。という提案なんですけど。

○一期の会A ありがとうございます。

○一期の会B ありがとうございます。じゃあ、検討させていただきます。

○一期の会A 私どもも、早いほうがいいですけど、まあ、そういうふうに言っていただければ……

○委員 だから、これを4月1日実施にしたいというふうに団体のほうから言ってもらって、それでみんなが了解すれば、あと実施は了解されたと。で、その手続については、団体、一期の会で4月実施できなければ、7月とか10月とかいうふうに3か月単位ぐらいで説得を続けるみたいな形にしたほうがいいかなと思います。

○一期の会A そうですね。多分、皆さんご了解いただくのはそんなに難しくはないんじゃないかなとは思いますが、ただ、ご高齢の方が受けて、それと、たまにご家族の方がご一緒したりすると、「あらっ。違うんじゃないの？」ということがないようにと思っていたんですけど、そう言っていただければ、ぜひ、そのような形で。

○委員 どうでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

ここの協議でそのように協議して決めた、ここの協議会として決めたことどおりに、団

体さんのほうで料金改定をしなければならないという制約とかはありますか。

○委員 協議の対象となるのは、対価、額なので、今ご提案いただいた方法で問題ないと思います。あとは、この改正時期、最終決定された改正時期を、後で委員の皆様にご周知いただくとか、そういった方法であればいいのかなと思います。

○委員 団体さんとしては、総会で決定して周知期間も置きたいというお話もありましたので、それは事後で、この協議会のメンバーに、事後報告で知らせるということによろしいですか。

○委員 はい。一応の目安だけ、目安は4月1日ということで、進めるということによろしいでしょうか。

○一期の会A はい。ありがとうございます。

○委員 はい。

○委員 ありがとうございます。

では、実際にいつからかについては、事務局にご連絡いただく形になります。

○一期の会A そうですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員 よろしく願いいたします。

○委員 頑張ってください。

○一期の会A ありがとうございます。

○委員 もう一点ですが、運賃が、事業者さんによって結構ばらばらになってきているんですけど、今は非常に厳しいという話があって、料金設定に関しては、ご利用者様の理解があって、値上げしにくいような感じもあるんですかね。

○一期の会A いや、タクシー会社さんを使っていた方が我々のところに来ると、お安いんですねとっていただくんですけど、ですから、値上げに関しては、そんなに、この時世ですのでね、そんなに難しくはないんじゃないかなというふうには……

○一期の会B ただ、お子さんが利用者に結構いるんですよ。そういう方の親の意見からすると、やっぱり10円でも1円でも安いほうがと。当然ですけどね。その辺の板挟みというかな。自分らはこうしたいというのがあるけど、やっぱりお子さんがいる家庭だけ安くするというのも何となく難しいのかなというのがあります。現実、お子さんのいる家庭から結構そういったご意見をいただきますので。

○委員 分かりました。

○委員 よろしいですか。

では、ほかにご意見などはよろしいですか。

(なし)

○委員 はい。では、開始日については、団体さんで決定後、ご報告いただくということで、よろしく願いいたします。料金改定について、協議が調ったということで取り扱わせていただければと思います。

○一期の会A そうですか。ありがとうございます。

○委員 はい。どうもありがとうございました。

○一期の会A ありがとうございます。お世話さまでした。

(一期の会関係者退室)

(おでかけサービス杉並関係者入室、オブザーバー席へ移動)

○委員 では、次、(5)番ですね、同じく料金改定の件について、特定非営利活動法人おでかけサービス杉並さんについてご協議をお願いします。

では、まず、資料の説明をお願いします。

○事務局 料金表4-4、おでかけサービス杉並をお出してください。令和6年4月1日から改正の予定です。

初乗り料金、現在205円を、新料金275円、加算料金、現在171円を、新料金216円、その他の料金については変更ございません。

複数乗車の場合についても変更ございません。

事務局からは以上になります。

○委員 はい。ありがとうございます。

では、団体から補足の説明などありましたら、ご発言をお願いします。

○おでかけサービス杉並 当団体は、前回のタクシー運賃の料金改定の際に、区の方の燃料費の助成とかがありましたので、それも含めて見送りをさせていただいたのですが、今回もずっと燃料費が高止まりで来ていたりとか、あと諸経費なども随分値上がりして来たりとかという社会状況もありますので、今回は料金を少し改定させていただきたいというようなことで、申請させていただきました。

○委員 ありがとうございます。

では、この件についてご質問などありましたらお願いいたします。

○委員 先ほどの事業者さんで、端数のないほうが利用者さんも便利って。我々もそう思うんですが、金種が増えると、やはり管理コストが非常にかかって大変なので、利用者さ

んの利便性やあるいは管理面を考えると、この金額はどうお考えですか。

○おでかけサービス杉並 当団体は、月ごとにまとめて請求書をお送りして、それでお支払いいただくというような形でやってきていますので、乗降の都度お支払いを頂くということはありません。その点に関しては、桁をそろえるというようなことはしないでやってこられた。今回もそうさせていただきます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 どうぞ。

○委員 一応確認ですけれど、まとめて料金請求するというか、まとめて計算してやるということは、1回ごとに、一応、乗った人に、今日は何キロですよ、何キロで幾らですよというのは伝えているわけですよ。

○おでかけサービス杉並 いや。

○委員 やらないの。

○おでかけサービス杉並 していません。

○委員 信用問題だね。

○おでかけサービス杉並 問合せがあればお答えしますけれども。

○委員 乗ったときには言わないの。

○おでかけサービス杉並 乗ったときには、はい、キロ数をお伝えするということはありますけれども、だからいくらになりますということは言っていないです。

○委員 キロ数は伝えるわけだよ。

○おでかけサービス杉並 その場合もあります。聞かれれば。

○委員 そうなのは大丈夫なんですか。

○おでかけサービス杉並 通常はもう、特にはお伝えしていません。

○委員 それでトラブルは。

○おでかけサービス杉並 ないです。

○委員 そうですか。

○委員 そうなんですね。

○委員 おでかけサービスって安いから、あまり文句を言わないのかもしれない。それでよく、みんな大丈夫だね。

○おでかけサービス杉並 初めてご利用されたときとか、大体いくらぐらいですかと聞かれたりしますし、あと、登録の申込みがあったときに、ここからここまでだったらどれぐ

らしいの、いくらぐらいになりますかというふうに聞かれることがあります。

○委員 聞かれるよね。

○おでかけサービス杉並 はい。それでお答えします。ただ、その、乗車のたびにいくらだったというような方は、いません。

○委員 言わないんだ。

○おでかけサービス杉並 はい。

○委員 この点について何かありますか。

○委員 だからといって駄目というのものないんですけども。そうですね、聞かれた方に関してはもちろんとお答えしているということで。

○おでかけサービス杉並 はい。

○委員 それは最低限やられているので、いいのかなと思うんですけど。

○おでかけサービス杉並 明細もきちんと、請求書のときには、どこからどこまでと。

○委員 何月何日、何キロというのがある。

○おでかけサービス杉並 はい。何キロ、運賃がいくら、乗降介助料がいくらという明細はきちんとお送りしていますので、大丈夫だと思います。

○委員 聞かれたときに答えられる、きちんと答えられるという体制になっていれば、いいのかなとは思いますが。

○おでかけサービス杉並 はい。

○委員 あとは、明細も、ちゃんと書かれていることなので。

○委員 はい。

ほか、何かございますか。

(なし)

○委員 では、この件についても、協議が調ったということで取り扱わせていただければと思います。ありがとうございました。

○おでかけサービス杉並 ありがとうございました。

(おでかけサービス杉並関係者退室)

○委員 はい。それでは、議題については以上となりますが、その他として2点ございますので、まず、席上配付した資料ですね。「自家用有償旅客運送の制度改正について」ということで、門井委員のほうから資料についてご説明いただけますか。

○委員 はい。自家用有償旅客運送の制度改正について、少しご説明させていただきます。

まず、1ページ目ですね。令和5年度にちょこちょこ改正が入りまして、一通り、昨年末で改正が一通り終わったところなので、まとめてご説明させていただければと思います。

まずは、施行規則改正ですね。こちらは、去年、令和5年の8月1日に改正されまして、即日施行されております。

改正の内容としましては、運転者証の作成と車内提示義務の廃止と、あとは自家用有償旅客運送の運送者の名称、団体さんの名称ですね、それと車のナンバーを車内に掲示することが新たに追加されました。今まで、運転手さんの顔写真ですとか本名を掲げていたと思うんですけども、カスハラの問題があったりですとか、そういった問題に対応するためにそれを一切やめて、団体さんの名称とナンバーだけ車内で掲示すると。あと、対価ですね、対価。この3点を掲示するということが変わりました。

次のページに参りまして、2ページ目ですね。こちらも施行規則の改正になりまして、改正日は令和5年の9月22日で、施行が10月1日からとなっております。運営協議会の位置づけが変わりまして、地域公共交通会議というものへ一本化されました。制度上は一本化されたんですけども、一番下のみなし規定ですね、省令の附則第2項におきまして、現に存在する運営協議会につきましては、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなすという、のみなし規定が追加されておりますので、今回の改正におかれましては、必ずしも実質的な統合を要するというものではなくて、既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能となっております。やはり議論のスピード化というものを図って制度改正されたんですけども、とはいえ、特に都内の運営協議会ですと、何個かの自治体さんがまとめて協議会を結成されている場合もありますので、不具合が生じる面も多々あるということで、こののみなし規定が追加されております。

次のページに参りまして、3ページ目です。こちらも施行規則の改正になります。改正日が令和5年の11月2日で、施行が同日ですね。

内容としましては、事業者協力型自家用有償運送に配車サービスの提供を追加ということと、あとは更新等の手続き簡素化の2点になります。事業者協力型は、杉並区さんの中では今はありませんが、より事業者協力型で事業者さんに委託できる業務が拡大されました。それと、更新登録の手続き簡素化についてなんですけども、改正前の更新登録申請①から⑭番の書類の添付が必要だったところ、これ、大幅に削られまして、①番、②番と⑤番以降、変更がない場合は省略可となっております。最終的に添付いただくのは、更新登録の申請書、かがみと、③番の欠格事由に該当していない旨の宣誓書、あとは協議が調っ

ていることを証する書面、最低これだけの申請でオーケーになりました。あとは、それプラス、一番下の自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧ですね、これを添付ですね。これだけで申請が可能となりました。ただ、車検切れの確認ですとか任意保険、あとは運転手さんの要件の確認ですとか、もうしなくていいのかということ、それも考えなければならぬのかなと思っています。この方法については、今後事務局さんをご相談させていただきながら、運営協議会に臨んでいきたいなと思っています。例えば事務局さんのほうで書類の確認を事前チェックしていただいてから、運営協議会ではこの最低限の書類だけ、資料としてご用意いただくなどという方法が考えられるので。そこはまた調整をさせていただきたいと思っています。

次の4ページ目に移りまして、ここからは通達の改正になります。地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について。こちらの通達が、去年12月の28日付で、改正、施行されております。

改正内容としましては、まずは有効期間の更新の登録時の協議方法の簡素化と、交通空白地に該当する目安を提示ということで、運営協議会に関しまして、2番目はあまり関係がないような内容にはなってしまうんですけども、一つ目の更新登録の協議方法の簡素化というところにつきましては、意見公募形式ですね、更新登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間、異議がない場合は協議が調ったものとみなす協議形式をいうということで、書面開催でもオーケーですよということを明文化したのになっております。

次のページに参りまして、最後、5ページ目ですね。「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱い」についてという通達の改正になります。こちらも、令和5年12月28日、改正、施行されております。

まず、目安として、タクシー運賃の8割の水準まで引き上げられました。それと、対価の目安の考え方を新たに提示しまして、地方運輸局において対価の目安を公表しております。改正前は、ご存じのとおりタクシー運賃のおおむね2分の1の範囲内に収まることというのが目安になっていましたが、それが8割まで引き上げられました。その8割の水準はどれくらいかというのが、次のページの6ページ目に公示されております金額になっております。距離制、時間制で、本当に基本的な8割の金額を公示しております。ただ、この8割の金額設定はあくまでも目安でございますので、地域公共交通会議において調った協議結果に基づき設定することも可能ということで、必ずしもこの目安8割に拘束されるもので

はないということをご了承いただければと思います。ですから、先ほどの団体さんも、2分の1での設定で協議ということになっていたんですけども、利用者さんがいきなり8割に上げられると、それも困る方も当然いらっしゃると思うので、ここは8割に皆さん引き上げましょうというよりかは、様子を見つつ、団体さんの状況も見つつ、協議を進められていけたらなと思います。

5ページ目の改正後のダイヤの2番目ですね。「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について」ということで、これ、今回新たに発出された事務連絡になるんですけども、この8割の対価の中身、どんなものがあるのかというところ、目安の設定における考え方を明確化したものになりまして、項目の1番が、対価の目安を選定するための経常費用としましてこんなものを考慮して、8割の設定をしていますよという項目になっております。2番の対価の目安の設定の考え方は、これも、事務連絡の中に詳細は記載されているのですが、一応こんな算出方法でやりましたよというのが、事務連絡の中に記載されている内容になっております。すみません、事務連絡ですとか通達です、まだちょっと事務局さんに配付していないので、それはおいおいメールさせていただければと思います。

改正内容は以上になります。

○委員 はい。ありがとうございます。

これに関連する話にもなりますが、区としてどんなふうに今考えているのかについて、まとめていただいた資料をお配りしているの、じゃあ、説明いいですかね。

○委員 はい、分かりました。簡単に、ワンペーパーで、ポンチ絵というか、おまとめしている資料になります。

今、ご説明あったように、主に道路運送法78条の部分をご説明いただいたと思うんですが、昨年10月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域交通法が改正され、それに伴い、道路運送法や施行規則が改正されました。それを受けて、国交省さんと協議を交わしていた中で、現状の区としての考え方を示したものがこのポンチ絵になってございます。

見ていただきますと、左の上のほう、本運営協議会がこのように平成17年から設置してございまして、主に78条の交通空白の福祉輸送ということに特化して、ドア・ツー・ドアのサービスを拡充してきたという経緯がある中で、区としましては昨今この地域公共交通会議を包含する形で、地域公共交通活性化協議会、これを条例で令和4年3月に設置したと

ころです。

この協議会の所掌としては、この地域公共交通計画をつくり、それを実施するというところが主立ったものの中で、先ほど申し上げた、昨年10月の法改正において、いわゆる道路運送法の9条4項で協議運賃の部分に関しては地域公共交通会議では協議できなくなったという規定になりました。それに伴いまして、真ん中の下の部分にある旅客運賃等協議会というものを、ちょうど先週なんですけれども、別途設置いたしました。今回、グリーンスローモビリティというものを、今年11月に区として本格運行を予定していますので、それについて協議を交わしたところでございます。

また、皆さんご存じのとおり、今、担い手不足なども踏まえて、道路の運送の関係は非常に揺れているというか、国も含めて動いている状況がでございます。杉並区は、現状、区民の移動に対する満足度、9割以上、満足だという方はいらっしゃるんですが、バス事業者さんも運転手不足が深刻化している中で、区としても取組をより強化していこうということで、来年度は、先ほど申し上げたグリーンスローモビリティのほかに、AIオンデマンド交通やMa a S等、デジタル技術を活用した新たな実証実験も実施を検討しているところで、そういった新たな取組の中で、こういった協議会の位置づけも併せて検討していこうというところでございます。また、地域公共交通計画も、令和5年度を始期としていますが、令和8年度に中間見直しを今のところ想定していますので、その時期に向けて一定の整理をしていこうと考えているところなので、今時点としましてはこのまま現状維持という方向で考えているところでございます。

○委員 はい。ありがとうございます。

今、話がありましたけれども、実はこの協議会の統合という情報が寄せられて、区としてどうするかといったところについてはあらかじめ私どものほうと尾田委員のところと、そんな方向でどうだろうかということで話をまとめていただいたものがこのワンペーパーの資料ということになります。

この制度改正は多岐にわたっているので、各委員のところにも少し波及する話もいくつか入っております。ご質問やご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。

○委員 どうぞ。

○委員 4ページのポイントの中に「交通空白地域に該当する目安を提示」とあるんですけど、この交通空白地域自体が曖昧なところがたくさんあって、各自治体によって全然違うので、ここを定義するのは非常に難しいんじゃないかと思うんです。国土交通省はどの

ぐらいのものを交通空白地として定めるといえるのか、考えているのか。ここで聞いておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 はい。地域の実情を一番、ポイントとして検討しなければいけないので、国交省としての目安って、これでしか示せないというのがあるんですよね。ここで、すみません、ちょっと白黒になっているんですけども、下線部分かな。そうですね、下線部分の1ポツ、2ポツがあるんですけども、1ポツ目ですね。ここが新たに今回追加された、「半径1キロメートル以内にバスの停留所及び鉄軌道駅が存しない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」。これが今回追加されているので、これが一つの目安にはなってくるんでしょうけど、その前段部分としては、やっぱり地域の実情を鑑みてということになっておりますので、そこは、国交省として、そこまで統一的な見解を示すのは非常に難しいのかなと思っております。

○委員 はい。もう一度いいですか。

○委員 どうぞ。

○委員 それで、杉並区としてはどこを交通空白地と言っているのか。まあ、私も地域公共交通会議にも先日出ましたけど、いくつか示しておりますけど。というのは、何を目安に、杉並区は、あの丸、皆さん分からないんですけど、やっているのか、ちょっと教えてください。

○委員 はい。杉並区のほうでは、この地域公共交通活性化協議会で計画策定に向けて協議を交わしてきた中で、鉄道駅800メートル、バス停200メートル以外の圏外を公共交通不便地域として設定してございます。

○委員 ありがとうございます。

もう一度いいですか、ちょっと分からなくて。

○委員 はい。どうぞ。

○委員 ここの、今度は3ポツの一番下にある「タクシーが恒常的に30分以内に配車されない」とあるんですが、タクシーというのは常に流動的に動いているもので、路線バスや鉄道と違って、定時定刻に発車、着地しているわけじゃないので、恒常的30分というのはなかなか、これは、何、どこが恒常的に30分というのは、これは言えないと思います。現在も、事業者のほうでどこが一番足りないのか、それは配車アプリから探したり、いろいろ、今、苦労しております。ただ、恒常的に30分以内というのを定義されても、これは無理だと思います。

以上です。

○委員 今のはご意見ということでしょうか。

○委員 はい。

○委員 まあ、確かにタクシーはね。今は配車アプリとかありますからね。なかなかこの時間の目安でというのは結構難しいかもしれない。

○委員 あやをつけるという言い方もあれですけど、国土交通省の文書の4ページ目の真ん中辺にある「地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間意義がない場合」というの、この「意義」が、漢字が「異なる」に「議」……

○委員 そうですね。

○委員 あ、そうですね。申し訳ないです。失礼いたしました。

○委員 これの「意義がない場合は」というふうにそのまま認めちゃうと、大変なことになるかねませんので、それだけちょっと直してもらいたいなと思います。それだけです。

○委員 すみません。ありがとうございました。

○委員 鋭い指摘、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 またいいですか。

○委員 どうぞ。

○委員 申し訳ありませんね。

○委員 情報交換ですから、どうぞ。

○委員 先ほどご説明がありましたように、鉄道駅800メートル、バス停200メートル以外の圏外を交通不便地域として設定というのも、まあ、これは、杉並区が東西にしか交通がないということもあって、世田谷区やほかの区ではまた違う距離、全部つくっておりますので、地域によっていろいろ変わるの承知しております。

それと、あと、私もほかの福祉有償旅客運送の会議、いろいろ出ていますが、やはりこの福祉有償旅客運送が78条2項でやられていると思うんで、これには大変我々は敬意を表しているところです。それが、最近も福祉有償のこの会議に出ていても、皆さんのところが赤字だとか人が辞めていく、または人が来ない、または最終的には廃業ということになっているというの承知しております。ですから、やはりその交通空白地域を、まずは私ども公共交通としては一生懸命埋めていくという作業をするということと、この福祉有償運送で一生懸命やっている方の状況をよくしていかないと、我々もそこを担っていただ

いている皆さん、非常に助かっています。先ほどお話がありましたようにジャパンタクシーというのが最近出てきまして、車椅子を乗せてもできますよということで、完全に全乗務員ができるとは言えませんが、日々講習をしたり、事業者の中でも何回もこうやったり、いろいろ努力しておりますので、皆様方も一生懸命やっていることに敬意を表するとともに、先ほどの空白地域を皆さんと一緒にね、我々も頑張っていきたいと思っていますということです。

○委員 ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。

○委員 はい。どうぞ。

○委員 私も、しっかり、空白地域というのは埋めていかなきゃいけないというところがあるので、杉並区としては、この福祉有償と地域公共交通会議と分かれてやっていくというところに関しては、きめ細かくやっていくということで、非常に必要なことだなと。あと、協議の内容自体も少し異なるので、それは必要なことかなというふうに思います。

それと、あと、住民の方の不満がたまっちゃって爆発してからじゃ手遅れになるんで、小出しにいろんなことで、ここは足りていないんだよとか、ここのところ不足しているんだよということは、我々もぜひ聞かせていただきたいので、こういう会議体というのは非常に大事だなと思います。

あと、団体の方は、今回の改正に関して、内容をよくご存じなのかが分からなくて。例えば、知らなくて申請しているのか、知っていてもこの金額なのかというところが、頑張っている方は頑張って、そのまま頑張っていたきたいので、変に情報が少なくて、ちょっともう持続可能ではなくなってしまったという形だと困るかなと思ったんで。その辺、どうなのでしょう。どなたにお聞きすればいいのかわからないんですけども。

○委員 どうぞ。

○委員 いいですか。すみません。ご説明……

○委員 それとも、まず事務局からご説明しますか。

○事務局 今回のこの料金の改定につきましては、今年になってから事務局のほうも存じ上げたというようなことがございまして。ですから、各団体にはまだ周知できていないというような状況ではございます。

○委員 区からはできていないんだよね。

○事務局 はい。

○委員 何か補足ありますか。

○委員 すみません。区内の他団体の五つと福祉有償運送団体連絡会を3か月に一遍開いておりまして、この形で通達が出そうだという情報は、もうあらかじめ共有しておりました。その上で、通達がどの時点が出るかということももちろんあったんですけども、先ほどの三つの団体が申し上げたように、利用者さんのことを考えたら、その8割まで上げて本当にお使いいただけるのか、本当に私たちが目指しているところにたどり着けるのかということをそれぞれの団体が考えて、この設定で出しております。ただ、存続しなければお手伝いもできませんので、そこはちょっとやっぱり一生懸命工夫は必要だと思いますし、もしかしたらよく考えて再度出してくるところもあるかもしれません。

あとは、料金の体系が少しずつずれています。基本の形自身は同じなんですけれども、設定がばらついてきているということはあるんですが、それぞれの法人の体力がちょっと違いますので、規模によってこれを統一していくというような形にはなっていないというところだと思います。それぞれの思いを尊重しながら、それぞれで決めてきたというところだと思います。

以上です。

○委員 はい。ありがとうございます。

今話を聞いて何かありますか。

○委員 いいですか。

○委員 どうぞ。

○委員 この8割というのはいいと思うんですけど、例えば現状の運賃を8割に上げると、その差額というのを、例えば区が何か補助とかそういうものを考えていますか。利用者から頂くというのは、先ほどあったようになかなか心苦しいというか、いや、厳しいなど。利用者自体がやはりどんどん収入を得られる方ばかりではないので、少ない中でこういう移動の対価を払っているわけですから。一般のタクシーとは違って、福祉有償運送を運営している人というのは非常に大変だというのは分かっています。8割に上げられるように、その差額を区が何とか見るとか、そういう施策もちょっと考えてもらわないと、思っております。

そして、タクシーの福祉券。これ、本当に100%使われているのかなという気もしますので、必要なところに必要なものがあるかどうかという、その辺も区でちょっと調べていただきたいなと思っています。

以上です。2点です。

○委員 はい。では、ご意見として受け止めさせていただきます。

いかがですか、何か今の話を聞いて。急に発言を求められてもとあるかもしれませんが、何か感じたこととかありますか。

○委員 私はケアマネージャーとして仕事させていただいており、介護タクシーさんは、やはり病院受診に使われる方が多いです。急な受診等もありますので、今日の明日みたいな。自宅から河北病院とかという手配もかなり多くて、お世話になっております。

その中で、ガソリン代等も上がってきている、人員がいらっしゃらないという現状もよく聞いておまして、結構お願いする事業所さんも決まってきたりします。今回、たくさんの事業所さんのお話を聞いて、料金のばらつきも含め、とても、私自身が勉強になりました。これからも存続いただけるように、補助のこともそうですし、そういうタクシー券等の部分ももっと活用できるといいなというふうに率直に思った次第です。

すみません。初めてで、こんな意見で。

○委員 いえ。すみません。ありがとうございます。

何か補足ありますか。

○委員 いろいろご意見いただいて、非常に参考になりました。ありがとうございます。

先ほどお話あったように、しっかり需要を捉えて、それに見合った投資をしていくというのは重要だと思っています。各団体や区の所管ごとにそういう対応もしているんですけど、区としましてはデジタルをしっかり使っていくのが本当に大事だと思っています。そういった意味でのデジタル基盤として、まずはM a a Sに取り組もうという考えがございます。一般に、M a a Sをご存じか、日本国内で実証実験されていますけれども、観光地でやっているものがメインになっていまして、区として考えているのは、住宅都市として、より皆さんが今後杉並区で豊かに暮らしていけるもの、そういった意味だと、やはり自家有償への活用は避けて通れない道だと思っています。

まず、来年度からやっていくグリスロとか、デマンドとかもですけど、そこは業界全体の魅力を底上げする、バスだったり、タクシーだったり、そういったものに対して、より人を呼び込めるようなところというのを区として考えていますので、その辺の動きをこの運営協議会でも共有しながら、皆様に、前向きに取り組んでいただけるような仕組みづくりをやっていきたいと思っていますのでございます。

なので、M a a Sをやると移動が一括的にとか言いますが、大事なのはやっぱりデー

タを活用していけるということだと思ひまして、そのデータを用いて客観的に各関係者が議論できていくと。その辺を見据えていますので、ご理解いただければと思ひているところです。

○委員 こちらは福祉施策としての移動手段について、中心にやっておりますけれども、区全体で見れば、バスの減便なんかも一部始まっているところもありますし、公共交通全体をどういうふうにして捉えていくか。で、区民の方の移動手段をいかにして確保していくかというところを目指していかなければならないので、今後もまたご意見を頂きながら、よりよい交通政策に結びつけていけたらと思ひます。また忌憚のないご意見を頂ければと思ひますし、また国交省さんのほうからは都度都度情報提供いただければ、区のほうからも発信してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

ほか、何かご発言ありますか。

(なし)

○委員 よろしいですか、意見交換はこれまでということ。

では、事務局からいいですか。

○事務局 事務局からよろしいでしょうか。

○事務局 はい。次回の運営協議会ですけれども、8月頃と、それからまた来年の1月頃を、2回予定しております。

それから、本日ご出席の謝礼を口座振替にして、些少ですけれどもお支払いいたしますので、口座等変更のある方は、お帰りに事務局にお立ち寄りいただければと思ひます。

それから、本日の協議の団体資料、団体資料のみになりますけれども、個人情報も記載しておりますので、お机の上にそのまま置いてお帰りいただければと思ひます。

事務局からは以上になります。

○委員 具体的に言ったほうがいいですよ。

○事務局 4-1から4-4と、本日、席上に配付しました役員の名簿です。

○委員 すみません。では、今申し上げました資料については、席上に置いていただけたらと思ひます。よろしいですか。

では、長時間にわたりご協議いただきまして、ありがとうございます。今日は長谷川会長がいらっしゃらなかったもので、つたない進行になりましたけれども、ご協力いただきましてありがとうございます。

では、本日の協議会は閉会いたします。

令和 5 年度 第 1 回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

1 開 会

- 委員・事務局紹介（自己紹介）
- 会長互選・副会長指名
- 会長挨拶 以下会長進行

2 議 題

- (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について（事務局）
 - ・区内移動困難者の状況について
 - ・移動サービス供給量の状況について
 - ・令和 4 年度福祉有償活動実績について
- (2) 福祉有償運送事業者更新登録協議について（特定非営利活動法人 Growing People's Will）
 - ・事業者概要 資料 4-1（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- (3) 福祉有償運送事業者更新登録等について（社会福祉法人 杉樹会）
 - ・事業者概要 資料 4-2（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- (4) 福祉有償運送事業者料金改定協議について（特定非営利活動法人 一期の会）
 - ・事業者概要 資料 4-3（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答
- (5) 福祉有償運送事業者料金改定協議について（特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並）
 - ・事業者概要 資料 4-4（事務局）
 - ・補足説明・質疑応答

3 その他

- (1) 自家用有償旅客運送の制度改正について
- (2) 「運営協議会を地域公共交通会議へ統合」への区の対応について

[資 料]

1 団体資料

- ・資料 4-1 【更新・旅客範囲の拡大】特定非営利活動法人 Growing People's Will
- ・資料 4-2 【更新・旅客範囲の拡大・料金改定】社会福祉法人 杉樹会
- ・資料 4-3 【料金改定】特定非営利活動法人 一期の会
- ・資料 4-4 【料金改定】特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並

2 机上配付

- ・次第
- ・杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿（差替え）
- ・令和 4 年度 福祉有償運送活動状況
- ・社会福祉法人杉樹会 資料
- ・自家用有償旅客運送の制度改正について
- ・区の交通協議会等の現状と今後の方向性

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員	秋山 糸織	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	磯 史洋	キャピタルモータース株式会社 代表取締役
委員	尾田 謙二	都市整備部交通施策担当課長
委員	<u>構 真理</u>	笑生訪問看護ステーション
委員	鎌塚 俊充	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	河合 義人	保健福祉部高齢者施策課長
委員	<u>久我 恒夫</u>	全国自動車交通労働組合東京地方連合会 書記次長
委員	白井 教之	保健福祉部管理課長
委員	高橋 博	杉並区身体障害者協会 会長
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学 教授
委員	山田 恵理子	保健福祉部障害者施策課長
委員	吉田 正幸	杉並交通株式会社 代表取締役

五十音順・敬称略 下線は新委員
(任期：令和7年3月31日まで)

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日

杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号

平成19年3月19日杉並第84257号

平成26年2月24日杉並第60239号

平成27年11月12日杉並第42213号

(目的)

第1条 杉並区(以下「区」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。)及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日付国自旅第145号)の規定に基づき、移動制約者を対象とした福祉有償運送の適正な運営の確保を図るため杉並区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員は、前条に掲げる全ての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条に規定する議事の決定には関与しない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則(平成27年11月12日杉並第42213号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区における移動困難者の状況

～福祉有償運送の必要性について～

1 移動困難者数の推計(移動サービスの需要)

令和4年度末の移動困難者数について、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行ったところ、移動困難者の推計値は35,148人で、総人口に占める割合は6.1%であった。令和3年度と比較すると、令和4年度の移動困難者数は微増している。

R4年度移動困難者数推計

	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者(合計)
介護認定者数	要介護3以上 (施設入所者を除く) 5,994人	要支援・要介護1・2 16,784人	22,778人
身体障害者 (65歳未満)	肢体不自由・内部障害 1～3級 2,560人	肢体不自由・内部障害 1～3級以外 視覚障害等 1,833人	4,393人
知的障害者		愛の手帳所持者 (施設入所者を除く) 2,662人	2,662人
精神障害者		精神保健福祉手帳 1～3級 5,315人	5,315人
合計 (総人口に占める割合)	8,554人 1.5%	26,594人 4.6%	35,148人 6.1%

(参考 令和3年度)

合計	8,456人	25,793人	34,249人
(総人口に占める割合)	1.5%	4.5%	6.0%

(参考 令和2年度)

合計	8,325人	25,860人	34,185人
(総人口に占める割合)	1.5%	4.5%	6.0%

2 移動サービス供給量の推計

令和4年度の区内の移動サービスの総供給量に占める割合は、福祉車両を中心とした個別輸送が13.8%、福祉有償運送が15.2%、福祉タクシー券を利用した輸送が71.0%となっている。供給量の約7割が福祉タクシー券の利用を占めており、残り約3割を個別輸送と福祉有償運送が担っている。

移動サービス供給量

種別	No.	輸送の種類	R4年度		備 考	(参考)3年度		(参考)2年度	
			供給量(件)	総供給量に占める割合		供給量(件)	総供給量に占める割合	供給量(件)	総供給量に占める割合
福祉車両を中心とした個別輸送	①	福祉ハイヤー	564	0.3%	R3年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	564	0.3%	372	0.2%
	②	患者等輸送限定(介護タクシー)	12,148	6.9%	R4年度 車いす券 11,544件 R4年度 ストレッチャー券 604件	13,449	7.4%	12,248	7.3%
	③	患者等輸送限定(訪問介護事業者)	11,532	6.6%	R3年度、外出支援相談センターにおいて実施した「移動サービス供給量調査結果」より。	11,532	6.3%	12,120	7.3%
		小計	24,244	13.8%		25,545	14.0%	24,740	14.8%
福祉有償運送	④	福祉有償運送(地域型)	22,552	12.9%	※R4年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	22,543	12.4%	20,518	12.3%
		福祉有償運送(施設型)	3,964	2.3%	※R4年度 団体分(一部セダン車を含む)の実績	3,570	2.0%	2,301	1.4%
		小計	26,516	15.2%		26,113	14.4%	22,819	13.7%
よる福祉タクシーサービスに	⑤	法4条・一般乗用一般タクシー	124,380	71.0%	※福祉タクシー券利用状況から1回2,000円と想定して推計(R4年度) ・延受給者 5,232人 ・支払額2億4,876万円(一人平均 4.75万円利用)	130,620	71.7%	119,345	71.5%
		総供給量	175,140			182,278		166,904	

3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者1人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約5.0回となる。1回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出は年間2～3回と推測できる。

移動困難者数は増加しており、移動困難者の外出機会を増やすために、民間タクシー事業者や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給をさらに充実させることが求められる。

	サービス供給量 (回) (A)	移動困難者 (人) (B)	利用回数 (A) ÷ (B)
令和4年度	175,140	35,148	5.0
令和3年度	182,278	34,249	5.3
令和2年度	166,904	34,185	4.9

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	特定非営利活動法人 グローイング グリープスウィル	A 自家用有償旅客運送の 更新登録の申請 (様式第2-2号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内 B、Dは省略
		所在地	杉並区西荻北3-25-10	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	理事長 高橋 和哉	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨 を証する書類)	
2	運送の対象		登録会員 25人 (令和5年12月1日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	0台	G 自動車登録簿(参考様式第1号)	・車検証(写) ※事務局確認済
		セダン型車両	3台		
4	運転者	運転協力員数	3人	H(様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ※事務局確認済
		普通第二種 免許所持者数	0人		
5	損害賠償措置		対人:8,000万以上 対物:200万以上		・任意保険証(写) ※事務局確認済
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り 200円 以降1km毎 170円加算 迎車料 300円 乗降介助料 200円 軽介助料 250円	I 料金表	
7	運行管理	責任者	J 運行管理の責任者 就任承諾書(様式第6号)		
		体制	K 運行管理の体制等を記載した書類(様式第7号)		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の 掲示	・料金に関する事項を旅客が見やすいよう自動車内に掲示等する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録 有効期間	令和3年5月21日～令和6年5月20日		

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分ご注意ください。

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

No.	項目		団体の状態	添付資料	備考
1	運送主体	団体名	社会福祉法人 杉樹会	A 自家用有償旅客運送の更新登録の申請 (様式第2-2号)	運送の区域 発着のいずれかは杉並区内 B、Dは、当日机上配付
		所在地	杉並区阿佐谷北1-2-1	B 定款 役員名簿 C 車両運行規定 D 登記事項証明	
		代表者	理事長 前田 利恵子	E 宣誓書(様式第3号) (欠格事由に該当しない旨を証する書類)	
		運送の対象	登録会員 177人 (令和5年12月1日現在)	F 旅客の名簿(参考様式八号) 身体状況等・態様ごとの会員数	
3	使用車両	福祉車両	7台	G 自動車登録簿(参考様式第1号)	・車検証(写) ※事務局確認済
		セダン型車両	5台		
4	運転者	運転協力員数	14人	H(様式第4号) 運転者就任承諾書兼 就任予定運転者名簿	・免許証(写) ・運転者講習修了証(写) ※事務局確認済
		普通第二種免許所持者数	2人		
5	損害賠償措置		対人:8,000万以上 対物:200万以上		・任意保険証(写) ※事務局確認済
6	運送の対価		【利用者負担額】 初乗り280円 以降1km毎 170円加算 迎車料 400円 乗降介助料 220円 軽介助料 500円	I 料金表	令和6年4月1日~料金変更予定
7	運行管理体制	責任者	J 運行管理の責任者 就任承諾書(様式第6号)		
		体制	K 運行管理体制等を記載した書類(様式第7号)		
8	その他	収支状況	L 前年度決算書・現年度予算書		
		活動実績	M 活動実績報告書		
		車両の表示	自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を表示する。		
		自動車内の掲示	・料金に関する事項を旅客が見やすいよう自動車内に掲示等する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。		
		現在の登録有効期間	令和3年8月3日~令和6年8月2日		

*団体要件確認表及び添付資料は団体に帰属するものですので、協議後に回収させていただきます。
取扱いには、十分なご注意をお願いします。

料金表

団体名

NPO法人一期の会

1 距離制運賃(乗車から降車まで)

初乗料金	(新) 300円	(旧) 250円
加算料金	(新) 200円	(旧) 190円

2 その他料金

迎車回送料金	300円/回
乗降介助料	200円/回
軽介助料	250円/15分
待機料	250円/15分
キャンセル料	当日キャンセル料 650円/回

3 複数乗車の場合

運賃	2人のケースでは各自半額
迎車回送料金	2人のケースでは各自半額
乗降介助料金	個々から乗降介助料を頂く

4 適用開始日時

令和6年10月1日

(参考) 運賃比較表

(円)

実走行距離	実走行料金
～1km	300
～2km	500
～3km	700
～4km	900
～5km	1100
～6km	1300
～7km	1500
～8km	1700
～9km	1900
～10km	2100
～11km	2300
～12km	2500
～13km	2700
～14km	2900
～15km	3100
～16km	3300
～17km	3500
～18km	3700
～19km	3900
～20km	4100

(円)

タクシー料金 R4.11/14～	タクシー料金 の1/2
500	250
890	445
1,280	640
1,670	835
2,060	1,030
2,460	1,230
2,850	1,425
3,240	1,620
3,630	1,815
4,020	2,010
4,420	2,210
4,810	2,405
5,200	2,600
5,590	2,795
5,990	2,995
6,380	3,190
6,770	3,385
7,160	3,580
7,550	3,775
7,950	3,975

料金表

団体名 おでかけサービス杉並

1 距離制運賃(乗車から降車まで)

初乗料金	(新) 1kmまで275円	(旧) 1kmまで205円
加算料金	(新) 1kmまで216円	(旧) 1kmまで171円

2 その他料金

迎車回送料金	315円
乗降介助料	210円
軽介助料	15分まで262円 以降15分毎 262円
待機料	15分まで158円 以降15分毎 158円
キャンセル料	前日まではなし 当日は 650円

3 複数乗車の場合

運賃	利用者の走行距離(単独利用の場合のルート)に応じた料金の半額
迎車回送料金	各々315円
乗降介助料金	各々210円

4 適用開始日時

令和6年4月1日

(参考) 運賃比較表

(円)		(円)	
実走行距離	実走行料金	タクシー料金 R4.11/14~	タクシー料金 の1/2
~1km	275	500	250
~2km	491	890	445
~3km	707	1,280	640
~4km	923	1,670	835
~5km	1139	2,060	1,030
~6km	1355	2,460	1,230
~7km	1571	2,850	1,425
~8km	1787	3,240	1,620
~9km	2003	3,630	1,815
~10km	2219	4,020	2,010
~11km	2435	4,420	2,210
~12km	2651	4,810	2,405
~13km	2867	5,200	2,600
~14km	3083	5,590	2,795
~15km	3299	5,990	2,995
~16km	3515	6,380	3,190
~17km	3731	6,770	3,385
~18km	3947	7,160	3,580
~19km	4163	7,550	3,775
~20km	4379	7,950	3,975

令和4年度 福祉有償運送活動状況

項目		特定非営利活動法人 おでかけサービス 杉並	特定非営利活動法人 杉並移送サービス	特定非営利活動法人 杉並ボアラの会	特定非営利活動法人 一期の会	特定非営利活動法人 アンサンブル	特定非営利活動法人 NPOケア杉並 (Rs.1~)	地域型小計	社会福祉法人 杉樹会(※)	社会福祉法人 いたるセンター	社会福祉法人 サンフレンズ	施設型小計	総計	
利用会員の状況	登録会員	総数(人)	282	228	32	106	44	36	728	162	491	37	690	1418
		うち区民(人)	280	219	32	106	40	36	713	161	463	37	661	1374
		うち区民以外(人)	2	9	0	0	4	0	15	1	28	0	29	44
		区民率(%)	99.2	96.0	100.0	100.0	90.9	100.0	97.9	99.3	94.2	100.0	95.7	96.8
	移動制約者等の内訳	要支援・要介護(人)	182	172	14	65	0	20	453	136	0	37	173	626
		障害者手帳所持者(人)	70	56	18	27	44	13	228	26	491	0	517	745
		その他(人)	30	0	0	14	0	3	47	0	0	0	0	47
運転協力員の状況	総数(人)	22	14	4	10	3	3	56	18	4	5	27	83	
	うち2種免許取得者(人)	3	2	0	0	0	0	5	3	0	0	3	8	
活動実績	稼働日数(日)		363	365	297	334	181	53	1593	344	207	48	599	2,192
	運送回数	総数(回)	5,924	11,595	1,022	3,379	501	131	22,552	3,330	533	101	3,964	26,516
		うち2名相乗り(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	55	55
		うち3名相乗り(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16	16
	運送人員(人)		5,924	11,595	1,022	677	291	131	19,640	3,330	620	93	4,043	23,683
	運送の対価(円)		6,870,994	11,577,655	850,400	3,613,620	506,520	135,500	23,554,689	2,292,546	321,000	61,680	2,675,226	26,229,915
	その他の対価(円)		3,622,655	6,804,035	559,200	2,038,900	115,750	85,850	13,226,390	4,360,810	0	0	4,360,810	17,587,200
走行キロ(Km)		38,399	61,261	4,448.0	19,022	2,093.0	656.0	125,879	15,052.8	3,510	281.9	18,845	144,724	
事故発生件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要望受付件数(件)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※杉樹会は地域型としても活動している。